

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年3月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年2月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年8月29日午後1時頃、奈良市月ヶ瀬尾山地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 350,884円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年3月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年3月13日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年2月14日午前10時40分頃、奈良市佐紀町地内において、本市職員が降雪により垂れ下がってきた竹を伐採していたところ、竹が落下し、道路を通行していた相手方の自動車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 216,750円